第31回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年8月22日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名

1番 花澤信一 2番 鈴 木 俊 郎 3番 平 戸 正 己 古川晃市 葛 田 秀 治 4番 5番 6番 武 内 章 8番 長谷川 良 二 7番 小 川 良 夫 10番 伊 井 勝 實 11番 鳥 海 夫 男 12番 鈴 木 弥須雄 13番 遠 山 修 14番 鶴 岡 公 一 袁 豊 15番 葛 田 吉弥 17番 御 藤井幸光 18番 19番 榎 本 雅 司 20番 勝 畑 孟 志 2 1 番 飯 塚 健 史 勇 22番 渡辺 喜一 前 橋 23番 24番 川 島 三 夫 25番 髙 橋 一 夫 26番 川 名 康 夫

- 5 欠席委員 1名
 - 16番 石 井 文 夫

27番 石 井 清 治

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成24年8月22日午後3時05分 開会

○議長(勝畑孟志君) ただいまより第31回農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。 次に、欠席委員の報告を申し上げます。16番、石井文夫委員です。

◎議事録署名委員の指名

○議長(勝畑孟志君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 10番、伊井勝實委員、11番、鳥海夫男委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(勝畑孟志君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。 本件は、長浦駅前七丁目在住の方が同一世帯内の贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利 関係等は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況については、議案資料に添付してござい ますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 本案件につきましては、同一世帯内での贈与ですので、地元委員及び現地調査 の報告は省略して質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。 本件申請内容につきましては、申請理由は、住所地及び木更津市曽根に所有する農地からも近く、 耕作するのに便利であることから取得したいとのことです。場所は飯富字木塚です。現地を確認いた しましたところ、果樹の苗が植えられておりました。

会議資料4ページをごらんください。木更津市発行の経営実態証明書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、木更津市農業委員会へ確認いたしましたところ、耕作していない土地はありません。農機具等については、耕運機、トラクター、種まき機、畝をつくるための耕作機、軽トラック、田植え機を所有しています。農作業常時従事日数につきましては世帯で400日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守すること、地域の農地の利用調整に協力すること、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

25番、髙橋一夫委員、お願いします。

○25番(髙橋一夫君) 25番、髙橋です。説明を申し上げます。

資料の5ページです。ゆりの里から○のほうに向かって1本越えた道路の左側です。18日の9時30分に買い主と代理人の方と聞き取り調査をしました。現況は畑です。事務局が軽微な土盛りを許可したところでございます。高さは1.5メートルほどでございました。ここは、地元としてもコンクリが入っていて非常に困っていた場所です。おかげさまでここの場所がきれいになりました。買い主は沖縄の人です。作物はシークワーサーというミカンです。うちでつくったら非常に売れたというような話をしていました。買い主は、ドラム缶の輸送をしている人です。会社の社長ではないかと思います。うちの台のほうにこの会社のトラックの置き場がございます。何台かあります。面積は、そこに表示されているとおり1反5畝でございます。それで、この人は今までも木更津市の曽根のほうで田んぼを耕作しているそうです。おかげさまでこの場所はきれいになりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 (勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。 鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。 本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く、耕作に便利であるとのことから、当 該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は飯富字山野です。現地を確認いた しましたところ、草刈りをしている最中でした。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては世帯で250日です。下限耕作面積要件につきましては、経営面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、農業委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いします。

○21番(飯塚健史君) 21番、飯塚です。過日の17日金曜日に現地で代理人の……大変失礼しました。書いてあるのだけれども、ちょっと字が見えなかった。説明書きがあります。この中の位置図の7ページ、この黒くなったところが申請地です。それから、ちょっと右側のほうにトウモロコシ畑がありますが、そのすぐ近くにあります。ですから、トウモロコシを収穫した時点ではすごく荒れたところなのです。そして、荒れていたから、面積的なものもわからなかったのです。縄伸という言葉が当てはまるかどうかわからないのですけれども、えらく広い面積なのです。そういう広い面積があるのですが、それがこういう形で売買されるということで、うちのほうの担当の土地なのですけれども、その辺で荒れた農地がきれいになり、その土地も含めてちゃんと耕作してくれさえすれば一番いいのかなと。

以上でございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。買い取り人の方については、長谷川さんのほうからお願いします。

- ○議長(勝畑孟志君) 次に、権利者の担当地区農業委員としての意見を求めます。 8番、長谷川良二委員、お願いします。
- ○8番(長谷川良二君) 8番、長谷川です。今飯塚さんのほうからお話がございましたが、まだ南側はちょっと刈っていなかったのです。両側もお願いして全部刈っていただきたいということで、そこへはクリ、カキ、そういう果物を植えたいということでございました。荒れた土地がそれだけ売買によってきれいになるということはいいことであると思うわけでございます。それで、本人にも言っていただきたいということで、これを刈っただけで果物を植えて、またそのままにしてしまったら取り

消しになることもございますので、その辺は十分買い主のほうに説明していただきたいということで お話をしてまいりました。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。 本件申請内容につきましては、申請理由は、耕作地及び自宅からも近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は上泉字定度です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、耕運機、管理機、耕運機テーラーを所有しており、作業委託もしているとのことです。農作業常時従事日数につきましては世帯で200日です。下限耕作面積要件につきましては50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、平戸正己委員、お願いします。

○3番(平戸正己君) 3番、平戸です。ただいま事務局が言ったとおりでございますけれども、譲り受け人の○○さんには19日に説明を受けました。ここは、位置図のとおり花川橋から川原井県道へ向かいまして500メートル近くにドイツ村がございます。ドイツ村入り口の○の○でございます。ちょうどそこは五、六年前までは遊休農地ということになっておりましたけれども、上泉永吉ふるさと保全会がヒマワリをつくってございます。6年間つくってございました。そういう土地でございました。そして、譲り渡し人については高齢で労働力不足ということで譲りたいということでございまして、

また譲り受け人については、道を挟んですぐ下が自分の土地になるということで、耕作上非常に便利 であるということでありました。両人とも本家、分家の関係でございますから、問題はないというふ うに思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。 本件は、川原井在住の方が経営移譲年金を受給するため、後継者へ使用貸借しようとするものです。 権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、市内の法人が袖ケ浦市在住の所有者から申請地を売買によって取得し、建て売り分譲住宅 用地に転用したいとする案件でございます。農地面積は3筆、合計5,131平米で、住宅16棟の建て売 り分譲が計画されております。

総会資料の14ページをお開きください。申請地は、いちょう通りに面しておりまして、市街化区域から約150メートルの距離に位置し、半径150メートル以内に住宅が40戸以上連檐しております。5月の総会で建て売り分譲住宅用地への転用でご審議をいただきました場所の東隣になります。周囲は、農地が少なく、ほとんど住宅地といった状況から、第2種農地に区分できます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水関係ですが、汚水は建築時に各戸に合併浄化槽を設置して区域内の新設側溝へ排水後、既存の 道路側溝へ排水されます。雨水については、浸透ますで一たん受けて貯留し、新設側溝へ徐々に流れ 込んでから既存の道路側溝へ排水されます。

なお、この開発に係る一連の協議につきましては、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事 前協議申請書が提出されておりますので、市の都市整備課において関係各課の意見を取りまとめて協 定書の提出まで行うこととなっております。また、隣接農地の所有者には説明をして、承諾が得られ ております。そのほか、特に懸念される問題はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果について報告をしていただきます。

髙橋運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長(髙橋一夫君) 25番、髙橋です。農地が減ることは大変残念だと思いますが、議 案第2号の1については建て売り分譲住宅への転用であります。運営委員会を開催したので、その経 過と結果について報告いたします。

8月16日午後2時30分より現地確認を行い、午後2時55分より審査を行いました。現地確認には、譲り受け人、譲り渡し人及び申請代理人に出席をいただき、現地で状況説明をお願いしました。現地は、5月の総会で建て売り分譲住宅の案件であった隣接地で、蔵波台の市街化区域から近く、住宅に囲まれた地域で、隣接農地は1カ所です。審査会には、譲り受け人の代表取締役と申請代理人に出席をいただきました。事務局の議案説明後、譲り受け人に建て売り分譲に係る事業計画について説明を求めました。事業の内容ですが、農地5,131平米を転用し、住宅16戸を建設しようとするものであります。

主な質疑については、埋め立ての土砂は何を使うか、浸透ますの設置に関して地質調査は行っているか、周辺に雨水がたまるようなことはないか、以上のようなことでありました。全体的な意見としましては、周辺は住宅地であることから、やむを得ないでしょうと。雨水については、調整池もある

ので、問題はないと思われます。実質市街化区域内であり、以上のようなことから、採決の結果、全 員賛成にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長(勝畑孟志君) 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件は、下泉在住の個人が同じく下泉在住の所有者から申請地を賃貸借によって仮設の選挙事務所と駐車場用地に一時転用したいとする案件でございます。なお、転用期間は平成24年9月30日から11月30日までとなっております。

総会資料の16ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇〇〇の向かいで、北側には住宅が点在し、南側は農地が広がっておりますが、農振区域外であることと集団性の規模から第2種農地と判断できます。土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

排水関係ですが、雨水につきましては敷地内浸透方式で、上水道は使用しないということでございます。トイレは近隣施設を利用するため、設置はしないとのことから、汚水は排出されません。以上のようなことから、転用することに支障はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、古川晃市委員、お願いします。

- ○4番(古川晃市君) 申請者は、10月の選挙の関係なのですけれども、現況は畑ということですけれ ども、耕作はされておりません。年間四、五回草刈りはされておりまして、現況はきれいになってお ります。その後、仮設事務所ということで、農地としての規模の問題は別にないと思いますので、よ ろしくご審議のほどお願いします。
- ○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) 議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件は、のぞみ野在住の個人が東京都足立区在住の所有者から申請地を賃貸借して選挙活動用の駐車場として一時転用したいとする案件です。

総会資料の18ページの位置図をごらんください。申請地は、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。地番別の面積等ですが、〇〇〇番につきましては住宅敷地を除く860平米です。〇〇〇番は、1,028平米の全部を利用したいというものです。転用期間は、平成24年10月1日から10月31日までということです。

排水関係ですが、雨水につきましては敷地内の浸透方式で、上水道は使用しないということでございます。トイレは、こちらも設置しないということですので、汚水は排出されません。また、仮設事務所等は設置せずにテントを利用することとなっております。以上のようなことから、転用することに支障はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番(渡辺喜一君) 22番、渡辺です。8月20日の17時半に現地を確認しました。現地は更地の状況で、草とかはそんなに出ていなくてきれいな状態になっています。事務局から説明があったとおり選挙事務所として使うということで、テントを張って、それ以外のところは駐車場として使うということです。特に見た感じでは問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の3について賛成の方は挙手を願います。 [賛成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件は、現在北海道苫小牧市在住の個人が市内在住で当該地の相続人である兄から農地を使用貸借して農家分家住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、のぞみ野調整池の向かいに位置したところで、周辺のほとんどが住宅地でありますので、第2種農地と判断されます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、既設道路側溝へ排水されます。なお、住宅 そのものは譲り受け人の夫が建築することとなっております。その他、特に懸念される問題等はない ものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、武内章一委員、お願いします。

○6番(武内章一君) 6番、武内です。8月13日に○○さんに会って話を聞きました。場所は、のぞみ野通りの○○で、郵便局から50メートル近くにある場所でございます。権利者の○○○さんは、今北海道の社宅に入っているわけなのですけれども、だんなさんが定年と同時に社宅を追い出される関係上、地元に家を建てたいということで依頼がありました。

以上ですけれども、皆さんのご賛同をお願いします。

○議長 (勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定します。

◎議案第3号 平成24年度第5次農用地利用集積計画承認の件

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第3号 平成24年度第5次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いいたします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が1件で、2,243平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案) 4ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は22.43アールです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会 庶務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。 なお、専決処理期間は平成24年7月1日から7月31日まででございます。

次に、報告第2号についてご説明申し上げます。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。専決処理期間は、こちらも平成24年7月1日から7月31日まででございます。

報告は以上です。

○議長(勝畑孟志君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第4、その他に入ります。 事務局、何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長(勝畑孟志君) これをもちまして第31回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

午後3時37分 閉会